

未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なまま出生した乳児（未熟児）で、医師が指定医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して、退院までの養育医療費を給付します。

1 対象者

宝塚市内に住所を有するもので、次の(1)又は(2)に該当し、医師が入院養育を必要とする未熟児であると認めたもの

- (1) 出生体重が2,000g以下
 (2) 生活力が特に薄弱で、次に記載するいずれかの症状がある

一般症状	・運動不安、けいれん ・運動が異常に少ない
体温	・摂氏 34 度以下
呼吸器 循環器	・強度のチアノーゼが持続 ・チアノーゼ発作を繰り返す ・呼吸数が毎分 50 以上で増加傾向 ・呼吸数が毎分 30 以下 ・出血傾向が強い
消化器	・生後 24 時間以上排便がない ・生後 48 時間以上おう吐が持続 ・血性吐物、血性便がある
黄疸	・生後数時間以内に発症 ・異常に強い

2 対象医療機関

指定養育医療機関(全国)

3 給付内容

入院医療費（出生後から退院するまでの期間）のうち、以下のものを給付（公費負担）の対象とします。ただし、差額ベッド代、文書料、オムツ代等の健康保険適用外の場合は、対象になりません。

- (1) 療養の給付（健康保険適用分の自己負担額）
 (2) 入院時食事療養費の自己負担額(標準負担額)

4 申請場所

宝塚市立健康センター（宝塚市小浜4丁目4番1号）

郵送申請希望の方は、事前に健康センターまでお問い合わせください。

市役所本庁舎、第二庁舎、サービスステーション・サービスセンターでの申請はできません。

5 申請時期

出生後すみやかに（原則、出生から30日以内）

※ 退院後は申請できません。

申請が間に合わない場合は、事前にご相談ください。

《次項もご覧ください》

6 申請書類など

(1)から(3)は所定様式、(4)(7)は各自添付してください。(5)(6)は確認のために提示いただきます。

- (1) 養育医療費給付申請書
- (2) 養育医療意見書 ※主治医が記載したもの
- (3) 世帯調書(兼同意書)
- (4) 児又は扶養義務者の健康保険証等医療保険加入関係を確認できるもの

いずれか 1点	健康保険証(写)、資格情報のお知らせ(写)、資格確認書(写)、 マイナポータルの資格確認画面、マイナポータルの資格確認画面を紙で出力したもの
------------	---

- (5) 申請者(保護者)の本人確認書類

1点確認 書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなど、 官公庁発行書類で 氏名＋住所または生年月日 の記載がある <u>顔写真入りのもの</u>
2点確認 書類	健康保険証、市・県民税決定通知書など、官公庁発行書類で氏名＋住所または生年月日の記載があるもの <u>2点</u> (但し、国民年金手帳は不可。)

- (6) 申請者、世帯調書に記載する扶養義務者のマイナンバー確認書類

いずれか 1点	マイナンバーカード、通知カード、 <u>マイナンバーが記載された住民票の写し</u> 、 <u>マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書</u>
------------	---

- (7) 市民税額を証明する書類 (課税・非課税証明書)

- ◆ 証明が必要な課税年度の賦課基準日(1月1日)において宝塚市に住民登録がある方で、市で課税状況の確認が取れる場合、または、賦課基準日に他市町村に住民登録があった方で、当該自治体へのマイナンバーを利用した情報照会に同意いただき、市で確認がとれる場合は、証明書の提出を省略できます。
- ◆ 省略可能な場合を除き、世帯調書に記載する扶養義務者、全員分必要です。
(18歳未満の未就労者、他の世帯員の証明書等で被扶養者であることが分かる方は不要。)
- ◆ 証明が必要となる課税年度は次のとおり、児の入院時期により異なります。

入院(予定)時期	市民税の課税年度	(必要となる課税年度の例)
4月～6月末 の場合	<u>前年度</u> (前々年所得分)	入院が令和7年4～6月 → <u>令和6年度</u> の証明
7月～3月末 の場合	<u>今年度</u> (前年所得分)	入院が令和8年1～3月 → <u>令和7年度</u> の証明

- ◆ 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を提出してください。

7 その他

- ◆ 申請を受理後、給付を決定しましたら、通常1週間程度で養育医療券を郵送しますので、医療機関に提出してください。医療券の到着前に、医療機関から当制度に該当する医療費の請求がありましたら、養育医療申請中であることをお伝えください。なお、一度お支払いになった医療費は、給付の対象となりません。
- ◆ 養育医療券の有効期間は原則医師が意見書に記載した診療予定期間としますが、最長で1歳の誕生日の前々日までとなります。退院後の再入院分は給付の対象となりません。
- ◆ 医療券交付後に転院される場合、入院期間が申請時の予定より延びる場合、健康保険の変更が生じた場合は、お申し出ください。

お問い合わせ : 宝塚市健康推進課(宝塚市立健康センター) 未熟児養育医療担当
〒665-0827 宝塚市小浜4-4-1
TEL 0797-86-0056 / FAX 0797-83-2421
(開庁時間)平日9:00から17:30まで